

平成28年度「青少年の非行・被害防止県民運動」

7月1日（金）～8月31日（水）は「青少年の非行・被害防止県民運動」期間です。運動の重点の一つに「インターネット利用に係る非行及び犯罪被害防止対策の推進」があります。スマートフォンは便利なツールですが、使い方を誤ると、ネットいじめ、有害サイトへのアクセス、アプリ購入による高額な金銭トラブル、コンピュータウイルスによる個人情報流出等、さまざまな危険にさらされます。一度ネット上に流れた情報をすべて回収するのはほぼ不可能です。高校生のいたずら動画がニュースで話題になることがたびたびありますが、それらの動画はほぼ永遠にネット上に誰でもアクセスできる形で残っていきます。（最近では、企業が採用の際に受験者の過去についてインターネットで調べたり、結婚相手の過去についてインターネットで調べたりということがあるそうです。）

また、18歳選挙権の導入に伴って、ネット上で選挙運動の制限についても注意が必要です。一例として、満18歳以上の者であれば選挙期間内においてホームページ、ツイッター、フェイスブック、LINEなどのウェブサイト等を利用する方法による選挙運動を行うことができますが、電子メールを利用する選挙運動は、候補者や政党のみに限られ、満18歳未満の者だけでなく、満18歳以上の者も行えません。（「私たちが拓く日本の未来」総務省・文部科学省より）

交通安全について

6月7日（火）～8日（水）自転車通学指導を行いました。地域の方から「一高生の通学路に危険な交差点がある」とご指摘をいただきましたので現場を確認し、交通指導に行ってきました。写真の交差点を信号無視して左折する生徒が多く、危険であるとの指摘でした。自転車は車両ですので、赤信号では停止線の前で停止しなければなりません。また、ここの交差点は朝の時間は一方通行になるため、交差点に進入してくる車が二列になってくるため出会いがしらの事故が懸念されます。（写真参照、手前から信号無視して左折をすると、左から来る右折車とぶつかる恐れがあります。）このような通学路にかかる危険を回避する必要があります。その他の場所でも気になることがありましたらご一報ください。



（文責：岩手県立盛岡第一高等学校生徒指導主事 青木裕信）